

- 1 監査区分 令和5年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 こども政策課
- 3 監査実施年月日 令和5年10月13日
- 4 監査結果報告書の日付 令和5年11月2日

注意事項	措置結果
(1) 文書事務について	
ア 起案用紙の合議欄において「後閲」の表示があるもの（個別事項）	令和5年11月6日 合議欄の「後閲」表示は正しくないため、今後は記載せず、適正な処理に努めます。
(2) 契約事務について	
ア 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）	令和5年11月6日 今後は根拠となる内容を記載します。
イ 執行伺において見積徴取予定業者の選定を伺っていないもの（共通事項）	令和5年11月6日 今後は見積徴取予定業者を記載し、選定伺を行います。
ウ 前年度に起案した執行伺本文中又は事前公告に「準備行為」である旨の記載がないもの（共通事項）	令和5年11月6日 今後は記載漏れがないようにし、適切な事務処理に努めます。
エ 随意契約において、随意契約の根拠とする条項に誤りがあるもの（個別事項）	令和5年11月6日 改めて規則を確認し、正しい条項を適用するように努めます。
オ 契約に係る書類について、日付が前後しているもの（個別事項）	令和5年11月6日 今後はこのようなことがないよう確認し、適切な事務処理に努めます。
カ 契約保証金を免除することに該当しない契約において、誤った条項を適用させ契約保証金を免除しているもの（個別事項）	令和5年11月6日 改めて規則を確認し、正しい条項を適用するよう努めます。
キ 契約事務上、必要な書類と誤って他の書類を受領しているもの（個別事項）	令和6年1月23日 誤った書類は返却しました。今後このようなことがないよう適切な事務処理に努めます。
ク 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約において、浦添市契約規則第32条の2第2項に係る事前及び事後公表に関する運用基準で定められている期日を超えて事後公表をしているもの（個別事項）	令和5年11月6日 改めて運用基準を確認し、今後はこのようなことがないよう適切な事務処理に努めます。

(3) 補助金について	
ア 補助金の交付金額の算定において、端数処理に誤りがあるもの（個別事項）	令和5年11月6日 改めて要綱等を確認し、今後このようなことがないように適切な事務処理に努めます。
イ 補助金額の根拠となる書類の提出がないものについて、口頭で確認し補助金額の確定及び交付を行っているもの（個別事項）	令和5年11月6日 改めて事務処理方法を確認し、適切な事務処理に努めます。
ウ 補助金の実績報告書に添付する様式において、実際の要件と異なる誤った文言が記載されているもの（個別事項）	令和5年11月6日 改めて事務処理方法を確認し、適切な事務処理に努めます。
エ 補助金交付額への影響は無かったものの、補助金算定に係る資料の数字が誤ったまま受領しているもの（個別事項）	令和5年11月6日 改めて事務処理方法を確認し、適切な処理に努めます。
オ 1件100万円以上交付する補助金の交付決定伺において、予算規則第20条(別表第3(4))に規定されている財務部長の合議を得ていないもの（個別事項）	令和5年11月6日 改めて規則を確認し、今後このようなことがないように適切な事務処理に努めます。
(4) 指定管理について	
ア 指定管理者の選定業務の執行伺において、委託料の上限予定額について記載がないもの（個別事項）	令和5年11月6日 令和5年度からの執行伺には記載しております。

- 1 監査区分 令和5年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 こども未来課
- 3 監査実施年月日 令和5年10月13日
- 4 監査結果報告書の日付 令和5年11月2日

注意事項	措置結果
<b>(1) 契約事務について</b>	
ア 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）	令和5年11月6日 今後は根拠となる内容を記載します。
イ 執行伺において見積徴取予定業者の選定を伺っていないもの（共通事項）	令和5年11月6日 今後は見積徴取予定業者を記載し、選定伺を行います。
ウ 前年度に起案した執行伺本文中又は事前公告に「準備行為」である旨の記載がないもの（共通事項）	令和5年11月6日 今後は記載漏れがないようにし、適切な事務処理に努めます。
エ 契約締結伺において、年度開始前に徴取した見積書を用いているもの（個別事項）	令和5年11月6日 契約事務における事務処理の方法について、確認作業を徹底し、適切な事務処理に努めます。
オ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの（個別事項）	令和5年11月6日 過去の様式を使用しており、課内周知を徹底し、適切な事務処理に努めます。
カ 随意契約において、契約規則第32条の2第2項第2号の事後公表が行われていないもの（個別事項）	令和5年11月6日 事務処理について課内で改めて確認し、見落としがないよう適切に契約事務に努めます。
キ 契約締結伺において、契約金額の記載がないもの（個別事項）	令和5年11月6日 今後は記載漏れがないようにし、適切な事務処理に努めます。
ク 契約締結伺において、予算残額の記載及び資料がないもの（個別事項）	令和5年11月6日 浦添市契約規則に基づき、予算残額の記載及び資料を添付し適切な事務処理に努めます。
<b>(2) 補助金について</b>	
ア 補助金交付決定伺において、予算残額の記載がないもの（個別事項）	令和5年11月6日 今後は記載漏れがないようにし、適切な事務処理に努めます。

(3) 切手管理について	
ア 手書きの切手管理簿から、エクセル表の切手管理簿への数字の転記に誤りがあるもの (個別事項)	令和5年11月27日 今後は、管理簿の記載項目、枚数のチェック体制を見直し適切な事務処理に努めます。

- 1 監査区分 令和5年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 こども家庭課
- 3 監査実施年月日 令和5年10月13日
- 4 監査結果報告書の日付 令和5年11月2日

注意事項	措置結果
(1) 契約事務について	
ア 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）	措置日：令和5年11月6日 免除の根拠となる具体的内容の記載が必要でしたが漏れておりました。今後は免除の理由が分かるよう具体的内容を記載します。
イ 前年度に起案した執行伺本文中又は事前公告に「準備行為」である旨の記載がないもの（共通事項）	措置日：令和5年11月6日 記載が漏れていたため、今後は適切に処理します。
ウ 契約書において、市に通知するよう定めている書類について、契約相手方から通知を受けていないもの（個別事項）	措置日：令和5年11月6日 通知を受けるべきでしたが、受けていませんでした。今後は適切な事務の執行に努めます。
エ 随意契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を根拠としているが、見積書を1者分のみ取得しているもの（個別事項）	措置日：令和5年11月6日 2者から見積書を徴取することが適切であったが、他社の見積書を取得していませんでした。今後は適切な契約事務の執行に努めます。
オ 契約相手方からの請求書について、請求額欄の¥マークが金額と離れた位置に記載されているもの（個別事項）	措置日：令和5年11月6日 金額に誤りはありませんが、空白があるのは数字の付け足し等のリスクがあり適切ではありません。今後は適切な事務執行に努めます。
カ 予定価格調書において、決裁権者が記入している設定年月日を、予め印字しているもの（個別事項）	措置日：令和5年11月6日 予め印字することは適切ではないため、今後は適切な事務執行に努めます。
キ 規程に定めている台帳について、作成をしていないもの（個別事項）	措置日：令和5年11月6日 台帳の整備漏れがありました。今後は適切な

	事務執行に努めます。
ク 要綱において提出するよう定めている報告書について、契約書に謳っている同報告書と名称が異なっているもの（個別事項）	措置日：令和5年11月10日 誤った記載内容を訂正し、今後は適切な事務執行に努めます。
(3) 切手管理について	
ア 切手管理簿において、翌月への繰越枚数に誤りがあるもの（個別事項）	措置日：令和5年11月6日 誤った記載内容を訂正し、今後は誤りがないように適正な処理に努めます。